2　競争参加資格
⑴　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第９条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター競争参加資格の契約の種類「物品の販売」及び「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。また、上記資格の申請の時期及び場所は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター競争参加資格審査申請及び全省庁統一資格審査申請の方法による。
⑷　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　入札説明書で指定する内容等を満たすものであること。
⑹　契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330―9731 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎検査棟
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
総務部管財課契約第１係　坂爪　良樹　電話050―3797―1835
⑵　入札説明書の交付方法　上記⑴にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年11月10日17時
⑷　開札の日時及び場所　平成29年11月20日11時　さいたま新都心合同庁舎検査棟３階　入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示す条件を満たしていることを証明した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した入札者であって、独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiaki Bandou Chief Director, General Affairs Department of the Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center.
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Lotus domino servers, a file server for regional centers and the like update business of Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center, 1 set.
⑷　Delivery period : 23 March, 2018.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 9 of the Cabinet Order concerning the Contract for Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center.
③　have the Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders for “sales of product” and “provision of services” of the Industrial Classification by Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center or have grade of competition participation qualification for every ministry and agency for the fiscal year, 2016, 2017 and 2018.
④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products.
⑤　meet content specified in the tender documentation.
⑥　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 ＰＭ 10 November, 2017.
⑻　Contact point for the notice : Yoshiki Sakatsume, Section I, Chief of Contract, Property and Maintenance Division,General Affairs Department, Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center, Saitama Shintoshin National Government Building Kensato BLDG. 2―1, Shintoshin, Chuoku, Saitamashi, Saitama 330―9731 Japan. TEL 050―3797―1835

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年９月22日
契約責任者
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
総務部長　坂東　俊明
◎調達機関番号　610　◎所在地番号　11
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　購入等件名及び数量　給与計算システム調達業務（保守を含む）　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　契約期間　契約締結日から平成33年３月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札は上記⑵の物品の納入及び役務の提供に要する一切の諸経費を含めた額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第９条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター競争参加資格の契約の種類「物品の販売」及び「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。また、上記資格の申請の時期及び場所は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター競争参加資格審査申請及び全省庁統一資格審査申請の方法による。